

『等安独吟百韻連歌』への伝幽斎筆評点について

鈴木 元

令和元年の十月から十二月にかけて、京都府立山城郷土資料館において、特別展「光秀と幽斎〜花開く武将文化〜」が開催され、その展示に際して幽斎、紹巴に関わる新出の連歌資料が何点か紹介された。そのうちの一点、天正十四年六月廿二日作の『等安独吟百韻連歌』一卷は、後述するように、詠者等安の自筆資料であり、それだけでも貴重な資料であることは疑いないところであるが、等安はこの一卷に幽斎、紹巴といった当代一流の連歌作者による加点を受けており、しかも彼自身による後年の識語によれば、幽斎の加点については「玄旨真筆」と表明されていることから、とりわけ注目される資料である。伝来からしてもその記載の信憑性は高いと推定されるものではあるが、同館資料課主査の伊藤太氏より資料の写真データの提供を受け、幽斎筆と認められるか意見を求められたことから、改めて同書の資料的性格について検討を試みることにした。以下、

特別展図録における紹介をふまえつつ、当該資料の基礎的な問題、特に加点の筆を幽斎その人の手になるものと見てよいのか、その点について踏み込んだ考証をしていくことで、当該資料の連歌研究上の意義を確かめようとするものである。

当該の一卷は、橋本家文書の中の一点である。展示の際の図録解説（伊藤太氏、二〇一九年一〇月刊）によれば、橋本家は淀川の渡し場があった橋本に住んだ石清水八幡宮神人の家であったという。右の独吟百韻の作者等安は、織豊期の当主でもとは高好、あるいは満介とも称したように、橋本家文書に残る複数の連歌資料からは、当代の連歌好士のひとりであったことが知られる。特別展において紹介された資料の中には、右の独吟以外にも幽斎、紹巴の点を受けた連歌が存在しており、両者とはかなり親密な

交流をもっていたことが知られる。伊藤氏の解説にはその所領を背景とした経済力により、「紹巴のスポンサー」となっていた可能性が指摘されている。なお、橋本家や橋本家文書の概要、および等安のこと等についてはその後、竹中友里代氏「石清水八幡宮神人家文書にみる連歌師紹巴と細川幽斎」（『京都府立大学学術報告人文』第七十一号、二〇一九年）が出されており、参照されたい。

ここで取り上げ問題としたいのは、右に記した独吟百韻一卷で、その巻末には「此百韻 墨点事書奥書／玄旨真筆也／同朱点者紹巴写也／慶長三年十一月廿五日 不泊斎／等安」との、独吟作者である等安自身が、後年に書き加えたとおぼしい識語を有する。識語は百韻本文とは墨色を異にし、転写を経ていないと見てよく、その記載には相応の信頼性を置くことができる。なお、独吟の詠作年時は右の巻の内には記載がないのだが、後年に自身の出座した他の作品とともに写し直して一冊とした、これも橋本家文書中の一点、『高好連歌』の記事により、それと知られる。しかも、『高好連歌』には年時の記載に続けて、

越前北庄^二知人有しを／尋行、不思逗留せしかば／旅宿の徒然に相綴侍しを／玄旨、紹巴へ合点^ヲ望畢

との詠作事情も記されている。この記事からは、越前の知人を訪ねた等安は、予定外にかの地で長居することにな

り、旅の無聊の慰みとして独吟をなしたこと、その百韻を写し幽斎、紹巴、二人へ合点を望んだことが知られる。その発句は、

御芳野の花やは夏に峯の雪

六月の下句とはいえ、季節は夏で約束に適っている。ただし、「御芳野」というのは当座の景を詠むという発句の約束からすると不審となるところだが、これは「やは」という反語を利かせて、夏に残る根雪の白さを芳野の花と見紛うばかりと狙った作であろう。北国での詠にふさわしい。

さて、改めて巻末識語の内容に戻るが、識語によれば「墨点、事書、奥書」は玄旨すなわち幽斎の真筆であり、「朱点」は紹巴の写し」ということで、こちらは「真筆」とは記されていない。このあたりの事情について、図録解説では、

（前略）：つまり、等安が自作の独吟を清書したものに幽斎が加点して返してくれたのが、まさに本巻。等安は、紹巴には別に清書した巻を送り、紹巴はそれに評点を加えて返送。等安は、幽斎が評点を加えた本巻に、別巻の紹巴の評点を朱で書き入れて二巻を一つにまとめた、と考えられます。

と説明しているが、このような経緯と考えると誤りなからう。『等安独吟百韻連歌』に識語を書き入れたのは慶長三年（一五九八）、百韻を吟じたのが天正十四年（一五八六）の

ことゆえ、その間十二年の隔たりがある。常識的な判断からすれば、加点を受けるのに十年以上も前の旧作を送ることは考えられず、独吟の制作事情を記した『高好連歌』の前書きもそのようには読めないであろう。当然、独吟一卷をなしてさほど時を置かず合点を依頼した、と考えられる。だが、「相綴侍し」時と、「玄旨、紹巴へ合点ヲ望」んだ時とを、必ずしも直に接続させて考える必要はなく、旅を終えて一息ついての後と見てもよい。しかし、いずれにせよ合点の依頼は、詠作の年の七月を大きく下ることはなからうと思われる。

さて、等安が「玄旨真筆」と記す評点の筆者認定にあたり、検討対象となるのは、先にも記した「墨点、事書、奥書」の三箇所である。百韻の句そのものは等安の筆であるから、当然、対象外である。墨点から幽斎の個性を導くことは無理であろう。すると残るは、行間に細かに書き入れられた評（すなわち「事書」と、奥書部分だけである。該当する箇所を拡大して図版として最後に一括で掲げたので参照していただきたい。なお、モノクロの写真では朱墨の区別が難しいため説明を補っておくと、図版2の書き入れのうち、上部の「老に心可寄候歎」は朱筆で記されており、対象外となる。図版7の巻末部分は識語にいう「奥書」の対象範囲を確定するために、幅をもたせてトリミングをした。

挙句「出入る袖のたちつゝく家」の回りの書き入れは朱筆なので対象外だが、この後に「付墨卅一句之／内長一」と肉太の字で記されており、どうやらこれが「奥書」に当たるものと考えられる。その後記された「付墨廿五句／此内長二」は朱筆であり、紹巴の加点記録からの写しとみられる。この後、少しの空白をおいて、慶長三年の等安識語が記されているだけで、他に「奥書」と見なしうる記載はない。

以上のように、極めて限られた記事から、幽斎筆の妥当性を判断しなければならぬのだが、そもそも書き入れそのものが行間に為されており、文字が非常に小さい。これは、個々の文字の特徴や筆の流れを見るうえで、大きな支障となる。すなわち、字形や筆の運びそのものが、このような行間書き入れという制約の中で、影響を被っている可能性に配慮しなければならぬからである。たしかに、幽斎の自筆資料そのものは、現存するものが比較的多く条件に恵まれてはいるが、断定に至るだけの証拠を示しうるものかどうか、最大の懸念はそこにあった。たとえば、特



図8 より

徴的な一文字をもつて、幽斎自筆と確定できる資料に同じ特徴を見いだしたとしても、その特徴が幽斎に特有であることとを別に示す必要がある。具体的に示すな

らば、「奥書」部分の「長」字であるが、改めてトリミングして示すと図のとおりである。最終面に特徴のあるこの「長」字は、幽斎筆のたしかな九州大学細川文庫本『詠歌大概聞書』下巻の人丸歌注末尾に確認できるし（在九州国文資料影印叢書、一一二頁）、福岡市美術館蔵旧黒田家本『新古今集聞書』における慶長二年奥書の年号部分（荒木尚編『幽斎本新古今集聞書―本文と校異―』九州大学出版会、四四三頁）も同様の字形である。

だが、このような書き方が幽斎独自のものであるとは証明できないし、必ずしも特異な字体であるとも思われない。結局は、用いる字形の類似により、幽斎筆である可能性の蓋然性を若干高める程度のことである。それは、同様の手続きを複数の文字において繰り返しても結局は同じことである。特殊な異体字の共有を確認するなど、何らか別の条件が加味される必要があるけれども、『等安独吟百韻連歌』には、それに該当する文字は認め難い。

だが、結論を先に述べれば、『等安独吟百韻連歌』へ書き入れた幽斎の批評と、末尾における長点の表示は、幽斎自筆と認めてよいと判断される。これは相当に高い精度で認定できるものと思う。以下、その根拠となる資料と、その判断根拠とについてふれていくこととする。

先に述べたように、一文字単位の類似の認定は、よほど

特異な字体が出現する場合など、資料の条件に大きく左右される。そこで次に注意を払ったのは、連歌書という資料的位相である。位相の近い資料ほど、同じような用語を確認しやすいからである。実は、幽斎には『等安独吟百韻連歌』と同様、加点を依頼されてそれに応じた、位相的には極めて近い関係にある資料が別に現存する。それは、屏山文庫蔵の『為舟独吟何路連歌百韻』である。この屏山文庫はかつて久留米在住であった中村孫次郎氏の蔵書の称であったようである。国文学研究資料館の調査により、六十点程の資料がマイクロフィルム化されている。当該の資料は「文禄三年卯月廿三日」との端作を有する連歌一軸で、巻頭に「何路」の賦物と「為舟」の名を記した百韻である。

さて、この為舟独吟の連歌には評と点書き加えられているが、この評と点とは、幽斎によるものである。この資料については、早くに重松裕巳氏「中世末期武将の連歌―新納武蔵守忠元の場合―」（『連歌俳諧研究』第二十三号、一九六二年）の紹介があり、そこに指摘されるように、為舟（新納忠元）が薩摩から上洛するにあたり、住吉明神への法楽として発句を詠んだことが、彼の上洛日記に残されている。それが当該の百韻の発句に一致しているのである。どうやら、上洛の旅の途次の独吟を携え入京した為舟は、在洛中に幽斎に依頼し、それに添削を受けたのであろう、

というのが重松氏の見解である。

ところが、資料論としてもつとも肝心な点であるが、当該の為舟独吟一卷について、重松氏はこれを「自筆」（為舟自筆の意味）と記し、「幽齋添削」と紹介するのであるが、なぜ為舟（忠元）「自筆」といえるのか、なぜ「幽齋添削」と認定できるのか、その判断根拠は論の中に何も示されていないのである。説明が遅れたけれども、『為舟独吟何路連歌百韻』には奥書の類は一切なく、幽齋の名もまったく資料内部には現れない。

もちろん、為舟在洛中、幽齋と連歌の席をともにしたなどの状況証拠は紹介されているけれども、いまもつとも重要なのは、為舟独吟を為舟自筆の資料として認定してよいのか、また、そこに加えられた添削（評点）が幽齋の筆になる一次資料と見ることができるのか、という点である。おそらく、その判断を支えている根拠は、当該資料の伝来であろうと思われる。

国文学研究資料館によると、屏山文庫の所有者は、現在では所在不明とのことで、連絡がとれない状況である。それゆえ、伝来事情について直接確認はできない。ただし、国文学研究資料館が撮影を行った屏山文庫資料の中には、先の上洛日記（『新納忠元上洛日記』）や、忠元の句集『忠元連歌』など、新納忠元に関する資料を複数有する。以下

の考証も、できることであれば、写真を示しながら行うことが望ましいが、所有者の許諾が得られないという事情ゆえ、写真の掲出はしない。ただし、マイクロフィルムの閲覧は自由であり、複写の依頼も可能である。本稿の記述に不審のある場合には、マイクロフィルムによる確認をお願いしたい。

さて、『為舟独吟何路連歌百韻』一卷には近代のものと思われる表紙が付せられ、「幽齋點削連歌」と題した題簽と「屏山文庫」ラベルが貼られている。これに加え、表紙の紐には糸で結びつけられたと思われる札に、「借一二八号一九／新納嘉次郎」と記されており、「借」字が何を意味するのか即座には判断しかねるが、屏山文庫の資料は新納忠元の子孫、新納家に伝わったものであろうと推測される。表紙に貼られた「幽齋點削連歌」という題は、明らかに後代のものと見えるが、為舟の独吟に点を加えたのは幽齋であるということは、何らかの形で新納家において伝承されていたものと考えられる^(註)。

そうした伝えが相応の根拠をもつであろうことは、同じく屏山文庫に蔵される『詠三十首和歌』により補強される。同書も後補の表紙に「幽齋點削詠歌」とあり、これにも「屏山文庫」ラベルと「借一二八号一九／新納嘉次郎」との札が付属しているからである。これにより、忠元は和歌につ

いても幽斎の添削を受けていたことが知られるのだが、この「幽斎點削和歌」が重要なのは、為舟独吟連歌の場合と異なり、巻末には次のように加点結果と玄旨の署名、花押を備えているからである。

付墨十六首之

内長一

玄旨（花押）

この花押は幽斎自身によるものと見て誤らないだろう。そして、当然、これと対比すべきは為舟独吟百韻末尾の長点表示である。当然、数字部分に違いはあり、和歌の単位である「首」と連歌の単位である「句」との違いはあるが、「付墨○○句（首）／内長一」という、一連の筆の流れが同筆であることを雄弁に語っている。ここに並べて掲げることのできないことがもどかしいが、本来の目的である『等安独吟百韻連歌』の長点と対比して見るならば、これも幽斎筆たること、疑う必要はないものと思う。

もはや贅言は不要であろう。余り特徴の出にくい「付墨」にせよ、「句」「内」にせよ、筆の運びはみごとに共通している。一文字単位での類似であれば、偶然に似た文字を他人が書くことはあっても、このような一連の文字の流れがここまで一致することは偶然では考えられない。

即ち、『詠三十首和歌』という幽斎加点の確かな資料を

間に挟むことで、為舟独吟の加点も幽斎であろうことの信頼性が確かなものとなり、それを伝来の裏付けが支え、ここに安心できる比較資料が二点備わることとなり、等安独吟への加点、書き入れも幽斎の筆であることが確実となるのである。もちろん、為舟の独吟百韻についても、その傳來が有力な補強材料となっている。

ここまででも同筆認定に関してある程度の論証は為しえたとと思われるが、連歌、和歌への加点資料という同位相もしくは同位相に準ずる資料を見いだしたのであるから、その強みを最大限に活用しない手はない。屏山文庫資料と対照できる批評用語を、等安独吟百韻から抜き出し、拡大して示しておこう。

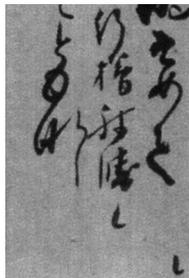


図 a
(図 4 より拡大)

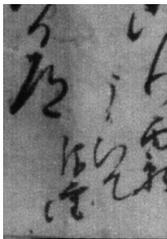


図 b
(図 5 より拡大)

図 a 中央の行に見られる「殊勝」の語。『詠三十首和歌』への評にも「殊勝」の語が見え、比較対照可能である。ただし「勝」の字には多少の違いが見られる。

次は図 b 三行目の「珍重」の語。こちらは『為舟独吟百韻』と対照可能である。

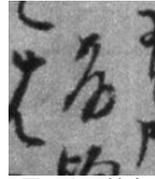


図 2 より拡大

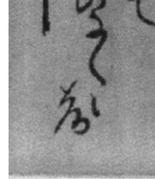


図 3 より拡大

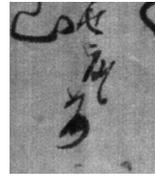


図 6 より拡大

次は三箇所に見られる「如何」。『詠三十首和歌』にもこの語を見る。

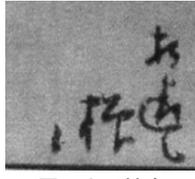


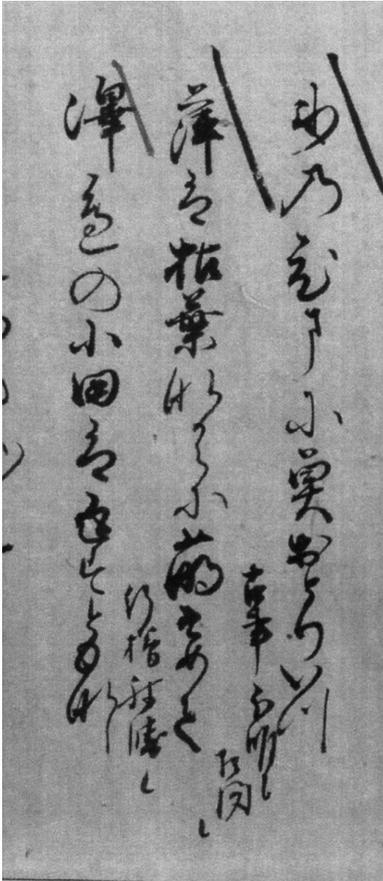
図 2 より拡大

最後は中の行の「様」。やや異なる形だが、これも『三十首和歌』に対照可能な文字が見られる。

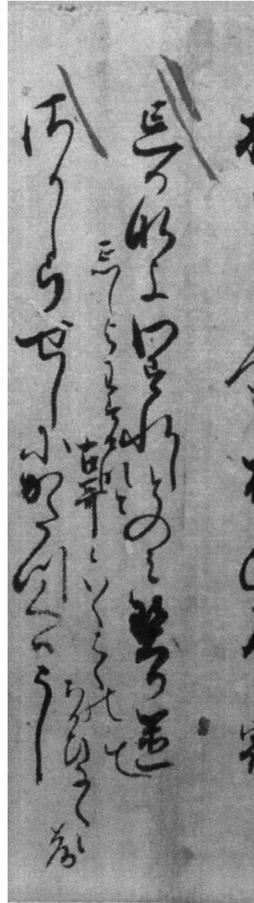
繰り返し直しになるが、文字単位の比較はとかく印象の流れ、ともすればその印象に引きずられ筆跡の相似を言い立てた

くなる。本文中の批評用語も具体的に比較してみれば判ると思われるが、似ていると言えば似ている。違うようだと
言えば、違うようにも見えてくる。故に、筆跡の鑑定は多くの場合、蓋然性を出るものではない。だが、加點資料という同位相の資料間の比較であれば、その蓋然性は飛躍的に高まる。そうした同位相資料の存在により、『等安独吟百韻連歌』への加點筆跡は幽斎と見て誤りないと思われる。幽斎は、これらの他にも、依頼により和歌、連歌に点を加えていたと思われるが、その原資料の存在は他に知らない。屏山文庫資料がマイクロフィルムにより国文学研究資料館に残されたのは、甚だ幸運であった。そうした恵まれた条件があつて、はじめて得られた結論である。

註 このことに関しては、高嶺澄子氏「新納武蔵守忠元の連歌―国会図書館と大口の資料について―」（『国語国文雑誌』第十二号、一九六八年）が、重松氏の論考にふれながら、「忠元の資料が久留米にあることについては、はっきりしたことは言えないが、忠元の子孫にあたる人が、明治時代に久留米に住んでおられたころ、当家に保存されていた忠元関係の文書を手離されたいということである。」と言及されている。



☒ 4



☒ 3

物白紙のまゝし風の音はよく
 面白かりし水色の山

 水色の山は
 水色の山は
 水色の山は

図 6

鳥乃かゆく底より此死より
 子り筆好くし白く梅枝

 此梅枝の
 此梅枝の

 常いゆき水くまうくの
 持場此小物の何れも

 何れも

図 5

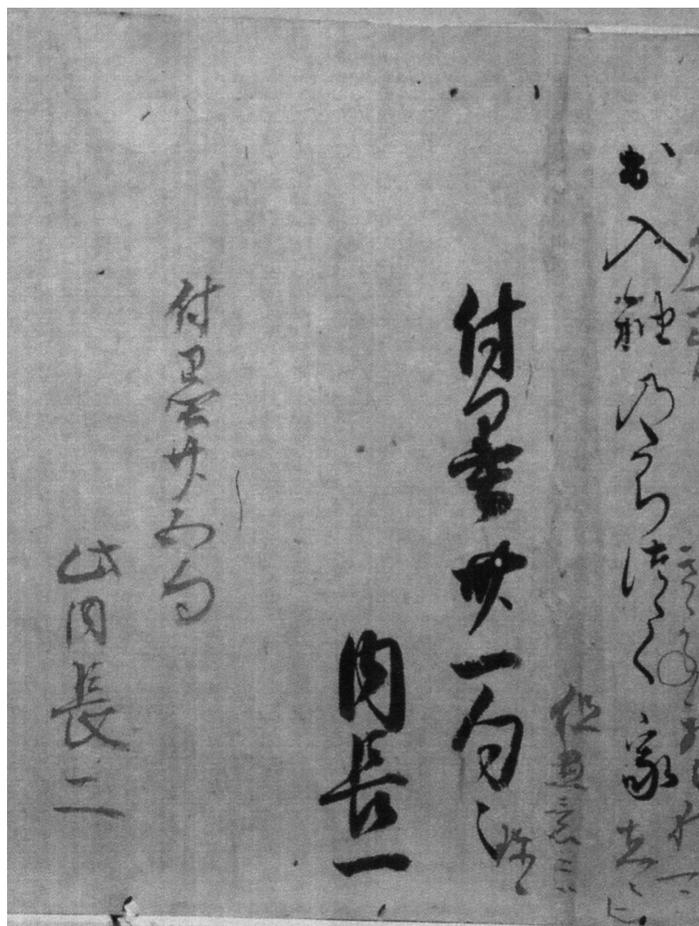


図 8

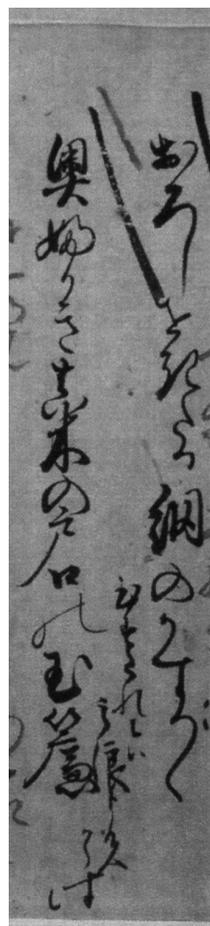


図 7

〔付記〕

『等安独吟百韻連歌』の写真掲載にあたっては、文書所有者である橋本家をはじめ、「地域史料研究会やわた」代表の谷村勉氏、本論中にもお名前をあげた竹中友里代氏、伊藤太氏のお世話になったことを特記し御礼としたい。